TOSHIBA 東芝殺菌灯器具取扱説明書

保管用

適合器具	GTW−15001−GL ［防湿形］
適合ランプ	東芝殺菌ランプGL15

このたびは東芝殺菌灯器具をお買いあげいただきましてまことにありがとうございました。お使いになる方や他人への危害と財産の損傷を未然に防ぎ、商品を安全に正しくお使いいただくために、この取扱説明書をよくお読みください。
●素人工事は法律で禁じられております。

■安全上のご注意

商品および取扱説明書には、お使いになる方や他人への危害と財産の損傷を未然に防ぎ、商品を安全に正しくお使いいただくために、重要な内容を記載しています。
●工事が終了しましたら、この説明書は必ずお客様にお渡しください。

工事店様へ　施工上のご注意

⚠ 警告 この表示を無視して、誤った取扱いをすると、人が死亡または重傷を負う可能性が想定される内容を示します。

●器具の取り付けは、本体表示並びに取扱説明書に従ってください。取り付けに不備があると器具落下、感電、火災の原因となります。
●この器具は、ダクト内空気の殺菌や、消毒ケース等による食器・調理器具等の殺菌用ですのでケース内等の紫外線が人の目に直接触れない場所に取り付けて使用してください。
紫外線により、皮膚や目に刺激を与え炎症を起こす場合があります。
●器具の取り付けは、凸凹面に取り付けないでください。凸凹面に取り付けますと防水性が損なわれ、湿気、水気の侵入により、絶縁不良、感電の原因となります。
●電源線接続の際は、本取扱説明書の「器具の取り付けかた」に従って行ってください。
接続に不備があると発熱、火災の原因となります。
●器具の取り付けには方向性があります。本体表示並びに取扱説明書の「器具の取り付けかた」に従って行ってください。指定方向以外の取り付けを行うと器具落下、感電、火災の原因となります。
●器具の取り付けは、重量の耐えるところに「器具の取り付けかた」に従って行ってください。取り付けに不備があると器具落下、感電、火災等の原因となります。
●器具を改造したり、部品を変更して使用することは絶対におやめください。器具落下、感電、火災の原因となります。
●この器具は、振動の激しい場所には使用できません。そのまま使用しますと、器具落下の原因となります。
●この器具は、腐食性ガス雰囲気場所には使用できません。そのまま使用しますと、変質、変色、絶縁不良、器具落下の原因となります。
●アース工事は電気設備の技術基準に従い、確実に行ってください。アースが不完全な場合には、感電の原因になります。
（D種(第三種)接地工事）

⚠ 注意 この表示を無視して、誤った取扱いをすると、人が傷害を負う危険が想定される場合および物的損害の発生が想定される内容を示します。

●この器具は屋内専用で、5℃～35℃の範囲で使用するよう設計してあります。高温で使用しますと火災の原因となります。屋外で使用の場合は、周囲環境、使用場所に注意して使用してください。間違って使用しますと、変質、変色、短寿命、器具落下の原因になります。
●器具同士は密着させたり、集合させて使用しますと、過熱により器具が変形、変色したり火災の原因となります。
●暖房器具の近くなど温度の高い場所、湯気の直接あたる場所や湿気の多い場所でのご使用は絶対におやめください。火災や感電、故障の原因となります。
●ランプからの紫外線は物を褪色させます。器具の近くの置物や塗物にご注意ください。
●点灯中のランプは直接見ないでください。やむを得ず点灯中のランプを直接見る場合は、必ず保護メガネをご使用ください。保護メガネを使用しませんと、ランプからの紫外線により目をいためます。
●器具表示された電源電圧（AC100V±6%以内）以外の電圧でご使用しないでください。また、この器具には電源周波数50ヘルツ(Hz)、60ヘルツ(Hz)用の区別があります。必ず電源周波数に合った器具をご使用ください。間違って使用しますとランプ、安定器などの短寿命、火災の原因となります。
（器具の定格電圧と電源電圧は器具を取り付ける前に必ず確認してください。）

お客様へ　使用上のご注意

⚠ 警告 この表示を無視して、誤った取扱いをすると、人が死亡または重傷を負う可能性が想定される内容を示します。

●多量の殺菌線にさらされると、眼や皮膚に障害をうける危険がありますので次の事項を必ずお守りください。
・この器具はダクト内空気の殺菌や、ケース内殺菌用ですので人の目に直接触れるような用途で使用しないでください。
・点灯中のランプは直接肉眼で見ないでください。
・殺菌線を皮膚に直接当てないでください。
●ランプ交換やお手入れの際は、必ず電源を切ってください。
感電の原因となります。
●ランプや器具を布や紙などの可燃物で覆ったり、被せたり、燃えやすいものを近づけたりしないでください。
火災の原因となります。
●ランプ交換の際は、必ず本体表示ならびに取扱説明書とおりの種類・ワット(W)数の適合ランプをご使用ください。適合ランプ以外をご使用の場合には、過熱により器具が変形、変色したり火災の原因となります。

⚠ 注意 この表示を無視して、誤った取扱いをすると、人が傷害を負う危険が想定される場合および物的損害の発生が想定される内容を示します。

●点灯中および消灯直後(約20分)はランプおよび器具が高温となっておりますので、手を触れないでください。やけどの原因となります。
●殺菌線を直接受けると塗装面や樹脂面、壁紙や布地などが変色、劣化したり、食品に直接照射しますと酸化臭が着く場合がありますのでご注意ください。
●一般に植物は殺菌線に対して敏感です。弱い殺菌線でも葉がしおれてしまうことがありますのでご注意ください。
●器具を水洗いしないでください。感電、故障の原因となります。
●器具を洗剤・薬品などでふいたり殺虫剤をかけないでください。器具の破損、落下、感電などの原因となります。
●器具を清掃する際は、乾いたやわらかい布か、水で浸したやわらかい布をよく絞ってからふいてください。
●ランプを清掃する際はランプを器具からはずして乾いた布でふいてください。

●照明器具には寿命があります。設置して10年経つと、外観に異常がなくても内部の劣化は進行しています。点検・交換をおすすめします。
※使用条件は周囲温度30℃、年間3000時間点灯です。周囲温度が高い場合・点灯時間が長い場合などは寿命が短くなります。
●1年に1回は「安全チェックシート」により自主点検、および定期的に工事店等の専門家による点検を実施してください。
（「安全チェックシート」は弊社ホームページに掲載しております。）
●点検せずに長期間使い続けるとまれに火災・感電・落下などに至る場合があります。

■各部のなまえ

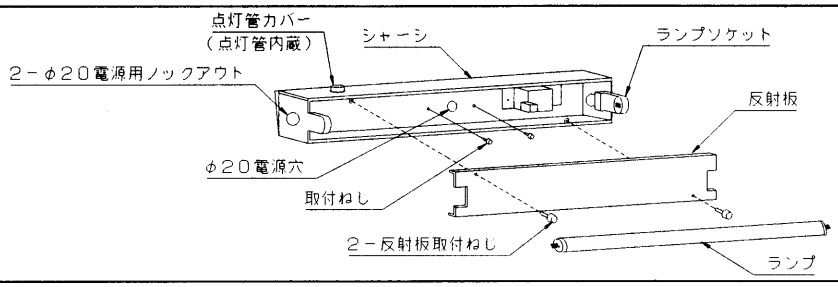

■器具の取り付けかた

※この器具はダクト内空気の殺菌や、消毒ケース等による食器・調理器具等の殺菌用ですのでケース内等の紫外線が人の目に直接触れない場所に取り付けてください。

①ランプをランプソケットから取りはずしてください。
②反射板取付ねじをはずし、反射板を取りはずしてください。
③電源線をシャーシの中へ引き込んでください。
④付属の木ねじ等を利用して、器具をダクトなどに取り付けてください。（図１）
※器具の取付方向は（図２）を参照して取り付けてください。
※この器具は壁面等への縦付では使用しないでください。ソケット部に水がたまり絶縁不良、感電の原因となります。
⑤電源線と器具口出線を結線してください。（図３）
※電源線と接続するときは、必ず付属の閉端接続子と防水キャップをご使用ください。
※結線の際は、アース端子（Ｅ表示）を利用し、必ずアースを取り付けてください。アースが不完全な場合には感電の原因となります。
⑥反射板取付ねじで反射板をシャーシに取り付けてください。（図４）
⑦ランプをランプソケットに取り付けてください。
⑧電源を通電してください。

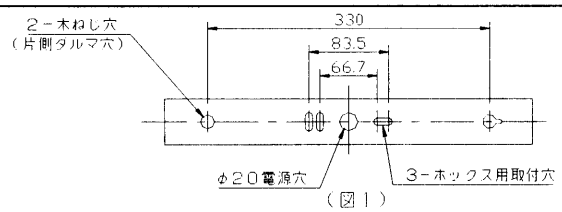

（図１）

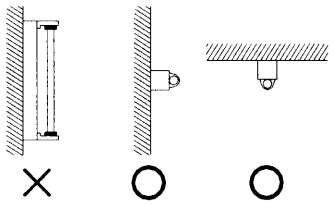
（図２）

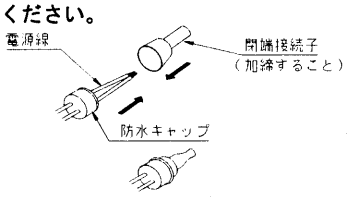

（図３）

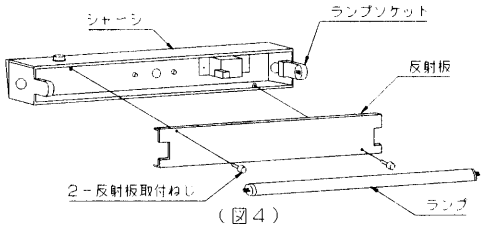

（図４）

■ランプ交換のしかた

※ランプを交換する際は、必ず電源を切って次のように必ず保守、交換をしてください。保守、交換をしませんと殺菌能力が低下します。
●保守：１ヵ月に１回は掃除して、汚れを落としてください。
●交換：ランプの平均寿命は、4000 時間です。平均寿命時間になったランプは必ず交換してください。

①ねじ込みキャップをゆるめ、ワッシャーとゴムパッキンをずらしてください。
②ランプを一方に押してソケットよりはずして、新しいランプを取り付けてください。
※ゴムパッキンは 4000 時間で交換してください。

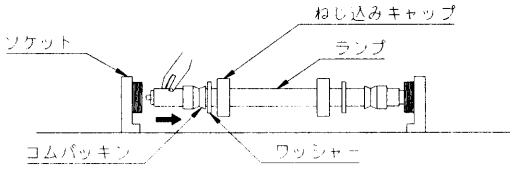

保証について

・保証期間は、商品お買い上げ日より１年間です。但し、蛍光灯器具・HID 器具の安定器(インバータバラスト含む)については３年間です。
・ランプ、点灯管、蓄電池などの消耗品やセード、リモコン送信機は対象外です。
・24 時間連続使用など、１日 20 時間以上の長時間使用の場合は、上記の半分の期間とします。
・取扱説明書、本体貼付ラベル等の注意書に従った使用状態で保証期間内に故障した場合には、無償修理させていただきます。

保証の免責事項

１．保証期間内でも次の場合には原則として有料にさせていただきます。
（1）使用上の誤り及び不当な修理や改造による故障及び損傷
（2）お買い上げ後の取り付け場所移設、輸送、落下などによる故障及び損傷
（3）火災、地震、水害、落雷、その他天災地変、異常電圧、指定外の使用電源（電圧、周波数）などによる故障及び損傷
（4）車両、船舶等に搭載された場合に生じる故障及び損傷
（5）施工上の不備に起因する故障や不具合
（6）法令、取扱説明書で要求される保守点検を行わないことによる故障及び損傷
（7）日本国内以外での使用による故障及び損傷
２．離島および離島に準ずる遠隔地への出張修理を行った場合には出張に要する実費を申し受けます。

修理を依頼されるとき

・保証期間中は、お買い上げ日を特定できるものを添えてお買い上げの販売店（工事店）までお申し出ください。
・保証期間を過ぎている時は、お買い上げの販売店（工事店）にご相談ください。修理によって機能が維持できる場合は、ご希望により有料修理させていただきます。
・アフターサービスについてご不明な点並びに修理に関する相談は、お買い上げの販売店（工事店）または東芝家電修理ご相談センターにお問い合わせください。その際は、器具の形名、お買い上げ時期をお忘れなくお知らせください。

部品について

・修理のために取りはずした部品は、特段のお申し出がない場合は弊社にて引き取らせていただきます。
・修理の際、弊社の品質基準に適合した再利用部品を使用することがあります。
・補修用性能部品の保有期間
弊社は、この照明器具の補修用性能部品を製造打切後６年保有しています。補修用性能部品とは、その製品の機能を維持するために必要な部品です。
（セード・グローブなどは含まれません。）

・ご転居されたり、ご贈答品などで販売店に修理のご相談ができない場合
『東芝家電修理ご相談センター』 0120−1048−41
・新製品などの商品選び、お取扱い・お手入れ方法などのご相談
『東芝家電ご相談センター』 0120−1048−86
携帯電話・PHSからのご利用は 03−3426−1048（有料）
※フリーダイヤルは、携帯電話・PHSなど一部の電話ではご利用になれません。

電話で 365日 24時間 お応えします

・「東芝家電修理ご相談センター」「東芝家電ご相談センター」は東芝テクノネットワーク株式会社が運営しております。
・お客様からご提供いただいた個人情報は、修理やご相談への回答、カタログ発送などの情報提供に利用いたします。
・利用目的の範囲以内で、当該製品に関連する東芝グループ会社や協力会社にお客様の個人情報を提供する場合があります。

東芝ライテック株式会社 電材事業部 〒140-8660 東京都品川区南品川 2-2-13（南品川 JN ビル） TEL (03) 5463-8768 FAX (03) 5463-8824

お客様はお読みになったあとも必ず保存してください。

003315D